

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年8月25日
【事業年度】	第143期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門管掌 上林 啓亮
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078 - 332 - 2081（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門管掌 上林 啓亮
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号） 阪神内燃機工業株式会社 東京支店 （東京都千代田区神田駿河台2丁目3番 お茶の水茗溪ビル7階） 阪神内燃機工業株式会社 福岡支店 （福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号 はかた近代ビル8階）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第143期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを追加するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(7) 取締役の選任の決議要件

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、利益配分につきましては、経営の重要課題として位置付け、企業体質強化並びに新規事業活動のための内部留保とのバランスを保ちながら、株主の皆様への適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

取締役会決議により、9月30日を基準日として、中間配当をすることができることと、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

第140期に黒字化を達成して2円の配当を行い、業績の改善に伴い段階的に増配してまいりました。第143期は創立90周年の記念配当1円を加え、合計8円とし、従前どおり定時株主総会決議といたしました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

<以下省略>

(訂正後)

当社は、利益配分につきましては、経営の重要課題として位置付け、企業体質強化並びに新規事業活動のための内部留保とのバランスを保ちながら、株主の皆様への適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会決議により、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。また、9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨、定款に定めております。なお、配当の回数につきましては、期末での年1回配当を基本としております。

第140期に黒字化を達成して2円の配当を行い、業績の改善に伴い段階的に増配してまいりました。第143期は創立90周年の記念配当1円を加え、合計8円とし、従前どおり定時株主総会決議といたしました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

<以下省略>

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(訂正後)

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任は、すべて累積投票によらない旨を定款に定めております。